

予算編成と経済計画*

江 見 康 一

1. 序

小論の目的は、政府活動が戦後一貫して示して来た国民経済に占める比重の増大傾向、さらにそれが国民経済の安定と成長に果す機能の認識を背景として、政府活動の意思決定を具体化する従来の予算編成の在り方と、新しい政府の経済機能とのあいだにどのような矛盾が生じているか、両者の関係をどのように総合的に理解したらよいかについて、問題点を整理しようとするものである。

このような矛盾は、たとえば政府が新しい経済計画を発表する毎に、その経済計画の内包する中長期計画性に対し、経済計画の成否を左右する政府実行予算が、翌年度における「経済見通し」という短期的情報を基礎として編成された単年度予算であるという関係等について考えられる。これは政府予算のもつ法制的制約と、経済計画における経済計算からの要請との対立であるが、このような問題に対する従来の接近方法としては、次の2つが考えられる。すなわち、

(1) 新しい政府活動の実態に合わせて予算制度そのものの改革を考える方向、

(2) 改革は考えなくとも、政府予算を国民経済計算体系の中で分析的に捉え、その面から財政政策の策定、経済計画における機能を考える方向、である。(1)は政府予算の会計的意義に立って、行政改革を進める立場であり、(2)は政府予算の経済機能を重視する分析的立場である。もちろん、これら両者は密接な関係にあり、前者における会計秩序が後者の基礎となることはいうまでもない。このうち前者については、戦前1937年に複式

予算制度の名によって改革案を示したスウェーデンの例は措くとしても、戦後1948年に、J. R. ヒックスによって提起された Budgetary Reform¹⁾を出発点として、1961年のブラウデン報告²⁾によって一応の結実を見たイギリスの予算改革案の系譜、また1949年の第1次フーヴァー委員会が提唱した Performance Budget に始まって、1961～62年以降マクナマラの名と共に示された PPBS (Planning-Programming-Budgeting System) 方式³⁾の開発に至るアメリカの経験などはこの方向での注目される事例である。その他予算編成と経済計画との関係については、オランダ、フランスなどの事例を引き合いに出すことができる。また(2)の方向については、国民所得分析の進展と国民経済計算体系の整備拡充に基礎を置くものである。

ここではこれら2つの方法を詳細にフォローするのが目的ではなく、冒頭に示した問題意識との直接的関連において、これら諸文献を必要に応じて引用する。

2. 単年度原則と財政計画

まずわが国予算における単年度原則の意義から取り上げる。単年度原則とは、いうまでもなく「予算の効力は会計年度に限定される」こと、別

1) J. R. Hicks, *The Problem of Budgetary Reform*, Oxford at the Clarendon Press, 1948. (邦訳「英国予算制度改革の問題」大蔵省大臣官房調査課『調査月報』第40巻第2号, 昭26.2)

2) *Control of Public Expenditure, Presented to Parliament by Chancellor of the Exchequer by Command of Her Majesty, July 1961.* (邦訳「公共支出の統制に関するブラウデン報告」大蔵省大臣官房調査課『調査月報』第52巻第11号, 昭38.11)

3) *Defense Management*, edited by Stephen Enke, 1967 by Prentice Hall (邦訳福島・石川監訳『マクナマラ理論の展開とその反省』富士経営科学研究所, 昭43.3), なお注17)参照。

* 本論文は、筆者が『アナリスト』(1967.1月)に発表した同名の論文を拡充し、一橋大学経済研究所数量経済プロジェクトにおいて報告したものを骨子としてまとめたものである。

言すれば「毎会計年度に、当該年度分だけの予算を決定する」という原則であるが、これは憲法第86条との関連を背景として、実質的には予算に対する国会の統制機能という見地から要請されたものである。しかしながら、今日における政府の位置から見て、財政の国民経済に与える経済機能をより効果的に達成するためには、単年度毎の予算をその上に乗せる、より長期的な財政計画を用意する必要が生じる。これに対し従来の慣行では、財政当局(大蔵原案)の権限は長期経済計画の有無にかかわらず、一応予算編成の対象となる1会計年度だけの「経済見通し」を立て、それにもとづく1年限りの歳出計画を作成することにあつた。換言すれば、それは1年毎の見通しと単年度予算との組み合わせによる短期財政計画の繰り返しである。このことに関する法制的根拠はしばらく措き、その経済的意味は、財政の機能を家計と同様に見立てて、財政支出=財政消費とする点にある。それは年々の経常収入(租税)と、年々の経常支出(消費支出)とが対応として均衡を保っていけばよいという、経常勘定中心の短期消費型の考え方である。したがってこの方式で処理しうる限りは、長期財政計画は不要である。しかしながら財政支出は、たといそれを一般政府の範囲内に限定するとしても、その内容が消費支出だけでないことはいうまでもなく、その本来的機能である行政投資の比重は、戦後傾向的に漸増を示して来ている。もしこれを全政府に拡大して考えれば、政府企業の範疇に属する諸会計の比重も同様の傾向にあり、その会計方式は単なる行政消費型ではなく、民間企業における事業会計方式の適用を必要とする分野である。政府予算制度の改革を必要とする諸外国の事情に共通することは、第1は、公共投資が経済計画の支柱となることからくる単年度予算と長期財政計画の接合の必要性であり、第2に、予算編成時点での予見しがたい事態の発生に対し、予算の弾力的適応をどのように制度の中にビルトインさせることができるかということである。第3は政府企業における事業会計方式の導入と予算統制機能との関係である。これらは相互に密接に関連しているが、ここでは第1の問題を中

心に考える。

公共投資なかんずく公共土木建設は、たとえば道路整備5ヵ年計画、治山治水10ヵ年計画の示すように本来長期にわたって継続するものであり、したがって各単年度毎の予算編成は、各建設プロジェクト毎の長期財政計画と密接な連携を保たねばならないはずである。しかし従来は、建設計画それ自体が国民資源によってチェックされることのない単なる希望の見通しであり、それは継続費(財政法第14条の2)として単年度予算に機械的に配賦されていたに過ぎない。しかしながらこの長期財政計画の策定が最近改めて認識されるようになった動機は、いうまでもなく公債発行という事態の登場のためである。なぜなら昭和40年度以降の建設公債を原則とする公債発行計画は、一方において投資計画と結びつき他方において償還計画によって裏づけられねばならないからである⁴⁾。

問題は、新しい経済状況のもとで、従来の単年度予算の在り方をどのように理解し、位置づけるべきかであるが、この問題についての議論が十分進んでいるとは思われない。臨時行政調査会答申⁵⁾は、わが国の継続費および国庫債務負担行為の考え方と関連して、アメリカの「長期予算および恒久予算制度」の紹介をしているが、そのような制度の導入については積極的な必要性を認めていない。その理由は、長期予算制度が、「憲法の立前上疑問が大きいばかりでなく、財政の民主的運営、財政の弾力性という観点からも望ましくない結果を生むおそれが大」であるとするからである。もちろん予算の審議・議決が国会の基本的機能(憲法第86条)であることはいうまでもなく、その意味から見て現行制度における1年という期間が各省の会計責任に明確な基礎を与えているという長所はある。また経済的意味についても、イギリスのプラウデン報告が指摘しているように、仮にそれを2年ごとの会計期間とした場合、「予算作成上

4) この点については、高橋長太郎教授「公債発行と経済成長」『経済研究』第17巻第2号(昭41.4)

5) 臨時行政調査会第1専門部会第2班『中間報告』(予算及び会計制度)(昭38.6)

必要な程度の正確さで2年間について見積りをたてるのは不可能であり、実績と当初予算とが大いに違い違ふだろう」こと、したがって「期間が1年半以上の場合、短期財政政策の決定上本当の意味での予測はできない⁶⁾」というような事情は、単年度予算の一つの妥当性を示すものであろう。しかし筆者がここで長期財政計画といっているのは、このような長期予算の制度化に結びつくものとして考えているわけではなく、国民経済的観点から財政の効率的運営をはかるための、財政当局の内部計画と解すべきものである。

この考え方に近いものとして筆者が注目したのは西ドイツ政府が1966年7月に発表した「経済安定法案⁷⁾」のうち、第I部第2項の「連邦の予算運営のための多会計年度にわたる財政計画策定」である。同法案で「多会計年度にわたる財政計画」といっているのは、具体的には「今後5ヵ年間の歳出見込み及びその充足可能性の範囲及び構成」である。重要なのは次の2点、すなわち「財政計画は、毎年、動向により調整し、かつ継続するものとする」(第5条第3項)という点と、「財政計画の参考資料として……多会計年度にわたる投資プログラムを策定する」(第6条第1項)ことおよび「投資プログラムは、その緊急性及び年度区分に分類し、今後5年間に実施さるべき投資計画(Investitionsvorhaben)を包括するものとする」(同条第2項)(傍点筆者)ということである。このことは公共投資それ自体の長期計画性と、その短期景気対策的運用とを合わせて、経済安定の実現をはかろうとするもののように考えられる。そのような法案の意図する政策的意義は、法案第4部「経済的に合理的な財政・金融政策の手段につい

て」の第2「中期財政計画」の中でいみじくも指摘されている。それは要するに、長期財政計画の策定によって「その日その日の政治の要請」とは別に、「将来の事態に備える」ということであり、別言すれば当該年度の財政状況からのみ、予算が編成されるという弊害を回避するためである。さらにいえば短期の景気対策は、長期の財政計画に裏づけられることによつてのみ正しい方向に発展するということである。問題はこの多年度計画の、計画発足時点以降の各年度に対する拘束力についてである。それについて法案は、このような中期財政計画を、財政政策の新しい手段として利用しようとするものであり、したがって「執行機関にとって、それは作業計画の意味を有し、毎年度の予算案は、これによつて方向づけられる」もので「議会によつて決定される必要はない」といっている点である。換言すれば「政治にとつて法的には拘束力をもたないが、政治的には他の政府の声明と同様に拘束力を有している」(傍点筆者)と解釈される。このような理解に立てば、予算の伝統的機能に対する危惧は回避されるであろう。

3. 予算編成と経済計画の斉合性

財政計画が予算改革に必然的に結びつくものではなく、それが内部的作業計画の意味をもつとしても、それは一方において単年度予算を方向づけ、他方経済計画の長期性、総合性ととの斉合関係を保つことが要請される。これらの点を英仏2国の事例について要約してみよう。

(1) イギリスのブラウデン報告

イギリスは、すでに指摘したように、ヒックスの予算改革論に発して、ブラウデン報告に至っているが、ヒックスの予算改革論が、「政府の全活動分野を覆う一貫性ある予算編成」を可能にし、かつ「全経済との関連において政府の財政状況を表現する」⁸⁾ ために、予算と国民所得の勘定形式を合致させようとする提案であったのに対し、ブラウデン報告(1961年7月発表)の中心問題は、「公共支出の増加をいかにしてコントロールし、政府が望ましいとみる枠内におさめるか」という点で

6) 前記ブラウデン報告、邦訳 pp. 25~26.

7) 西ドイツの経済安定法案について、筆者が参照したのは次の諸資料・文献であるが、本文での引用の条章はすべて(2)によつてゐる。

(1) 西ドイツ「経済安定の促進に関する法律案」等(謄写刷)(昭40.9)

(2) 大蔵省大臣官房調査課、西ドイツの「経済安定促進に関する法律案」について、『調査月報』第55巻第9号(昭41.9)

(3) 池田重隆「西独経済安定法案の意味するもの」、経済発展協会『アナリスト』(1966.11)

8) 前記ヒックス邦訳 p. 1~6.

あり、このことの達成のために長期財政計画の策定を必要としたのである。しかしながら、政府支出をコントロールするための現行制度は、「政府支出が国民経済のなかで比較的小さな役割しか果たしていなかった頃に生まれた」ものであり、戦後の社会的、政治的、経済的变化による新しい情勢にマッチしないこと、したがって新しい情勢に対応するためには、当然に制度的改編に進まざるをえないことを勧告していることである。その1つが大蔵省の改組であり、他は「公共支出の長期的見通し」の策定・公表と実施である。その改正原則は、4項目あり、(イ)公共支出の見通しを利用可能な国民経済資源の長期展望と結びつけて考えるべきこと、(ロ)支出政策の安定化をはかり財政の長期的効率の実現を目ざしていること、(ハ)公共支出をコントロールするためのツールの開発を勧奨していること、(ニ)公共支出の決定に関し、閣僚の共同責任体制の必要を強調していること、である。これら4項目のうち提案の核心は(イ)にあり、公共支出の各分野に関する「見通し」(“forward looks”)の作成と、他方、所得又は経済資源の見込まれる増加との突き合わせである。公共支出のうち向う4年又は5年の見通し作業の必要なものは国防支出、公共投資(地方公共団体および国有産業をふくむ)、教育と年金などの社会支出であり、この見積り作業なくしては、各種の政府サービスを限られた資金でもって合理的に発展させてゆくことは不可能である。報告がここで強調しているのは、長期展望の視野に入ってくる公共支出の範囲であり、それには中央政府の画線上(above the line)、画線下(below the line)の支出のほか、地方団体の総支出、国民保険基金の粗収支、および国有産業の全投資支出が含まれねば効果がないとする。いずれにしても公共支出の見込まれる規模と構造が、同じ期間に入手しうる資源を上廻りそうかどうか、GNPの成長を促進するか阻止するかなどについて有用な判断が下せるということが重要なのである。

報告の指摘した第2の点は、長期財政計画のメリットにふれる。すなわちそれは各省が「急に進路を変更しないで計画を発展させる長期の保証を

与える」⁹⁾ ことだからである。このまえもってする保証のもつ利点は経常支出の場合はそれほど目立たないが、国防費、資本支出の面でとくに大きく、また社会的支出においても病院の経常支出など公共サービスの発展に有効だとしている。しかし5年間の見通しにもとづく資金割当について、各年度がすべて確定化するわけではなく、たとえば国防予算について、第1年度は確定的、第2年度は軍事および経済情勢に大きな変化がない限り確定的、第2年度は暫定的、第4、第5年度は試行的なものというようにして、第2年度以降は新しい情報の入手にもとづいて漸次確定化していけばよいのである。ところで問題は公共投資の支出について、長期計画によって与えられた保証と、公共投資が景気対策として用いられる短期措置との関係であるが、この点については、そのような変更が経済安定化に資する有効性を認めたいうえで短期措置の実施が可能な分野を予じめ定めておき、各公共機関と協議してその可能性を検討すべきだとしている。いま公共支出計画策定の順序を要約すると図1のようになる¹⁰⁾。ここで注目すべきことが3点ある。第1は、所要経費を基本計画と追加計画の2つに分け、支出の優先度をはっきりさせると同時に、追加資源の入手に応じて支出を拡張しうる弾力性を持たせている点である。第2は、公共支出の展望が、それと平行して進められている国民経済計画作成の過程で蓄積されたデータによって、実物的資源の面からチェックされるということである。この点で公共支出計画は国民経済計画とリンクし、それによって調整されるものと見られる。第3は、公共支出配分計画が長期配分と翌年度歳出配分とに分かれ、長期・短期の決定が同時に行われていることである。計画は毎年向う1年間ずつ先へ延ばされて最終年度の見込みが決められる点は、ブラウデン報告の勧告

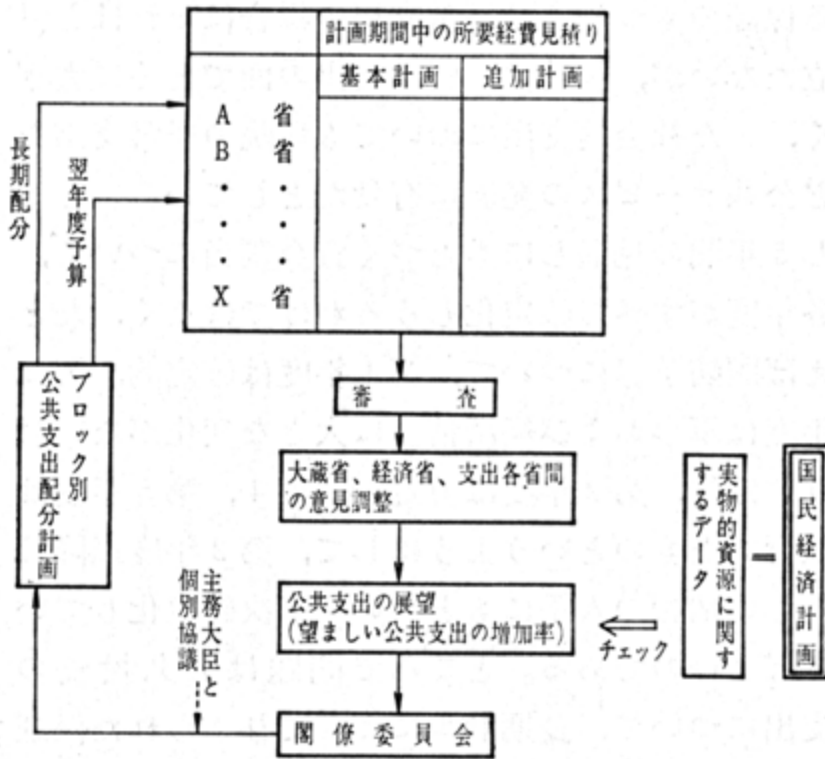
9) 前記ブラウデン報告、邦訳 p. 16.

10) イギリスについては、他に次の論文を参照した。

(1) 石橋邦夫「英国新年度予算と公共支出計画」『アナリスト』1966. 6.

(2) 布目真生「イギリス経済政策の決定機構」『アナリスト』1967. 11.

図 1 公共支出計画作成の手続き



注: 1) 追加計画とは資源が追加入手されたばあいに実施できる追加改善の経費
 2) 閣僚委員会は、主要な各支出ブロックの主務大臣でない閣僚から成り、大蔵大臣を議長とする。

による財政の長期的効率を目ざしたものといえる。

(2) フランスの第5次経済計画¹¹⁾

フランスは、1946年のいわゆるモネ計画以来、戦後20年余にわたって引き続き経済計画を実施しており、かつ第4次計画(1962~65年)はその名も「経済社会発展計画」と改められた点で、日本の先達となっているし、第5次計画(1966~70年)にあらわれた「均衡的成長の戦略」の1つとしての「警告制度」¹²⁾は、日本の企画庁が昭和43年の『経済白書』において取り上げた点である。しかも計画策定機構の中核をなすものは企画庁(Commissariat Général du Plan)と近代化委員会(Commissions de Modernisation)である。まず企画庁は、計画の作成と実施のフォロー・アップを任とし、企画庁長官は、計画に関する事項について各省に対し首相の常任代理という重要な地位を与えられている。これに対し近代化委員会は各計画毎に設置されるもので、政府担当者、経営者、

11) フランスについては次の著書、論文を参照した。

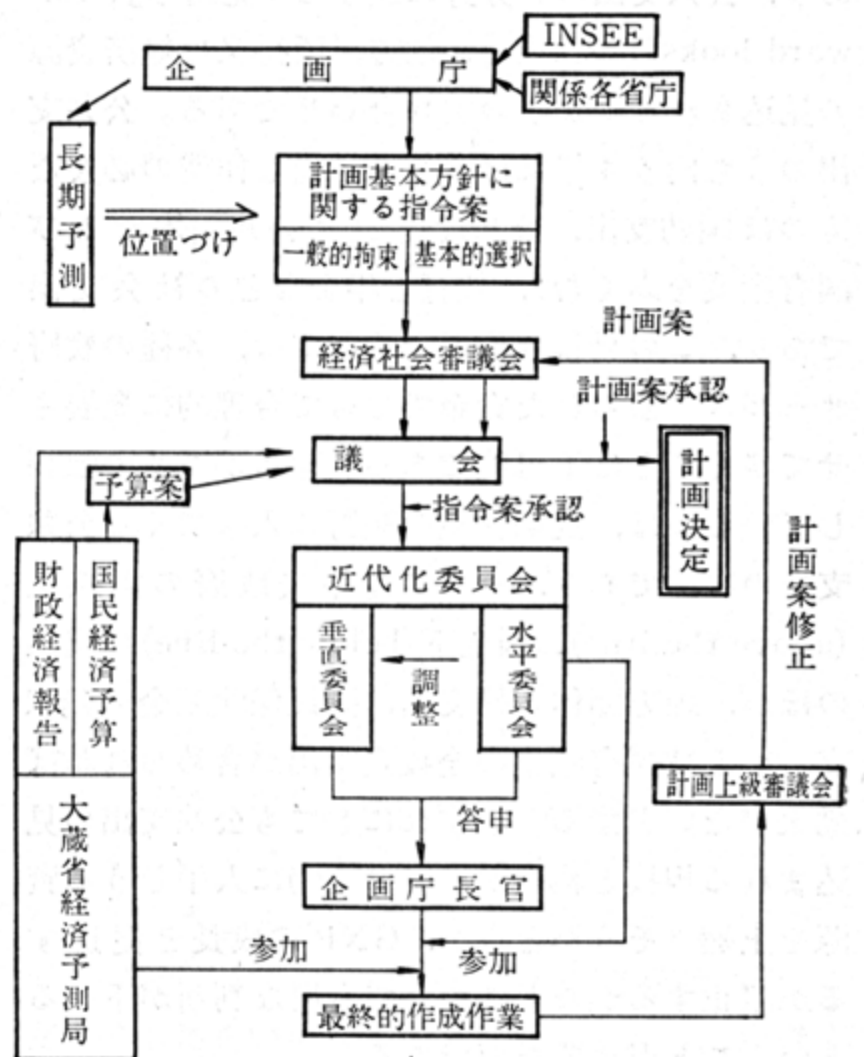
(1) 先崎久雄『フランスの経済計画』産業計画会議資料第422号(謄写刷), 昭42.1.

(2) 松岡健次郎「フランスにおける経済計画成功の秘密」『アナリスト』1968.3.

12) 前記先崎, pp.134~135.

労働者、農民の代表、学識経験者によって構成されるが、前2者の比重が圧倒的に大きいといわれる。とくに興味があるのは、近代化委員会が垂直委員会と水平委員会の2つの部門から成立していることであり、前者は産業部門別の委員会で、各産業部門の産出、雇用等に関する計画が作成される。これに対し後者は、各産業部門間にまたがった雇用、金融等に関する問題について、垂直委員会がマクロ的観点から作成した計画に対し調整をおこなうことを任とする。他に計画策定に参加する機関として、計画上級審議会(Conseil Supérieur du Plan)および経済社会審議会(Conseil Économique et Social)がある。後者の機能としては、わが国の経済審議会に該当するであろうが、フランスの場合、憲法によって設置された政府の諮問機関である点で、一そうの権威がある。いま計画策定の手続きについてチャートで示してみよう。

図 2 経済計画策定の手続き



注: INSEE(国立統計経済研究所)

この図で注目すべき第1点は、経済計画の内容が一方において、国民総生産、総投資、雇用、平

均生産性といったマクロ的数字で示されると共に、他方すでに指摘した垂直委員会の役割が示唆しているように、それが各産業部門、ないしは企業の生産・投資計画に基礎を置いているということ、すなわちマクロの数字がミクロの数字によって裏づけられているという点である。この点に関連して、近代化委員会の中に経営者、労働者、農民が参加していることが重要であり、実質的には経済計画策定作業の中心となるのは、企画庁官僚と大企業の影響力といわれる。第2は、図の最終的作成作業の段階において、大蔵省経済予測局の参加協力が見られるように、計画の実現において、企画庁と大蔵省(とくに国庫局)の密接な協力が確保されているということである。第3に大蔵省経済予測局の機能を中心とした、予算案の編成と、経済計画との関係である。図で見ると大蔵省経済予測局は毎年国民経済予算を作成する。それは当然企画庁を中心とする経済計画を背景にしたもので、国民経済計算体系の一環であるが、性格上短期予測である。この国民経済予算が基礎となって予算案が作成されるわけであるから、国民経済予算の作成を媒介として、中長期経済計画と短期的予算案との斉合性がはかれるものと推定される。このことはすでに指摘した警告制度が中期計画を短期の景気変動対策と巧みに結びつけようとする用具として用いられていることとも対応するものである。もう一つは、図の右側に示したように、最終的作成作業から再び計画案が経済社会審議会に戻っている点であり、このことはたとい手段値が決定されても、計画案の実現可能性、最適性の観点から、政策決定としては初めに戻って修正を加えるというフィードバック・システムを踏んでいるものと解される。

(3) コルムの連邦予算計画¹³⁾と PPBS

アメリカにおける戦後の予算制度改革の志向は、

13) Gehard Colm and Peter Wagner, *Federal Budget Projections*, The Brookings Institution, 1966.

14) 加藤芳太郎「政府予算と国民経済計算」島・林編『財政政策の理論』(財政学講座2)有斐閣, 昭39.9. スウェーデン, イギリス, アメリカの予算改革について述べる。

すでに指摘した第1・第2次のフーヴァー勧告¹⁴⁾におけるパフォーマンス・バジェットにおいて拠点が与えられ、予算制度が政府活動の機能、業務もしくは作業計画を基礎とすること、民間企業の財務統制制度における能率管理基準を導入することなどが勧告された。このような基本的方向は現在 PPBS に受け継がれているが、この改革をめぐって英仏について述べて来た予算編成と経済計画との関係については、アメリカにおいても多くの論議が見られる。ここでは国民計画協会の G. コルムの著 *Federal Budget Projection* において、それがどのように捉えられているかを、その第1章を中心に概観すると、次の諸点が列挙できる。

(1) 公共部門であれ、民間であれ、経済計画には、短期、中期、長期の計画を区別することができ、国民計画協会でもこれら3つの計画を用意している。

(2) 政府は経済計画を、政府の行なう実行計画(例えば水道、運輸計画など)設定のための基準としても、また全般的な、経済・財政・金融政策形成のための道標としても用いる。

(3) 政府の才入・才出計画は、すべての経済計画策定にさいしてきわめて重要な要素であるが、それは長期的経済要因のみならず、政治的要因、および経済変動の影響を受けるので、予測が困難であり、それだけに連邦予算計画についての詳細な研究が必要である。

(4) 単年度予算は、より広範囲の、より長期の予算計画の体系の中で提示されるべきことが推奨されている。その場合すべての行政段階の政府予算を総合的に捉えることが望ましい。

(5) 計画作成は、一定の仮定のもとに行われるが、仮定の組み合わせによってモデル1、モデル2が示される。

(6) 計画数字を提示する場合、比較のために不変価格を用いることも多いが、中期、長期の予算傾向の詳細は、当年価格で示した方が現実的である。

以上の指摘はいずれも、ここでの共通の問題意識に結びつくものであるが、とくにアメリカの政府予算の提示方式において、(1) 現金予算(cash budget), (2) 行政予算(administrative budget),

(3) 国民所得勘定予算(national income accounts budget)の3通りが示されることである¹⁵⁾。この3通りの提示によって、財政固有の概念から国民経済計算への橋渡しが理解されるのである。

ここで各モデル別の具体的推定値は示さないが、コルム氏によれば、彼の提示したような中期および長期の予算計画策定の是非はもはや問題ではなく、その困難を克服して進むべきだとしており、政府の中・長期才出才入についての見通し作業に積極的な意義を認めたい。14項目の勧告ないしは希望をのべ、「この見通し作業には、多数の変数の設定とその効果の推計が必要であるが、それは電子計算機を利用することにより、所与の支出、租税政策の組合せが、アメリカ経済の主要部門にいかなる効果をもたらすかを示すことがもはや決して夢ではない」と結んでいる。

最後に最近わが国にも唱導されているPPBS方式は、本論文で展開してきた予算編成と経済計画との関係について、両者を取り結ぶきわめて有力な手法と見なされる。しかしながらこの方式は、もともと国防予算の編成過程に導入されたものであり、それゆえに適用対象が相対的に homogeneous でありえたといえる。しかし同じ国防費の範疇内での選択ではなく、たとえば国防費と社会保障費のあいだの費用・効果分析による比較選択を行おうとすれば、両者のあいだに共通の尺度を見出すことは困難である。また因果関係が、 $P \rightarrow P \rightarrow B$ の1方向のみに強く作用するのであれば議会による予算の統制機能が確保できるかどうかという点の問題が残る。しかしながらそれが予算編成過程において志向する総合性、長期性および変

化に対応する柔軟性については、政治意思としての予算編成と経済計算としての経済計画とのあいだの融合的把握に進む偉大な実験を試みつつあるものといえよう。

4. 結 び

以上諸外国について見た事例を考察すると、わが国への適用について研究すべきいくつかの基本的示唆が与えられているように思われる。すなわち(1)政策形成主体としての大蔵省、経済企画庁の協力関係および各種審議会の関与の仕方、(2)予算編成、財政計画、経済計画の3者間の有機的関係の樹立、(3)計画内容そのものの精密化のための理論モデルと統計データの整備、等の諸点である。これらについて改善すべき方向は、多少ともわが国においても進められており、たとえば(1)の点について、昭和43年度予算編成作業における財政規模と公債発行額の決定に関し、経済企画庁の「経済見通し」が活用されたし、また財政制度審議会が果した政策形成力についても注目される。また(2)の点について、大蔵省当局は、42年度から財政の景気調整機能を強める意図を含めて、長期的見通しに立った財政の弾力的運用を行なうため、単年度主義の例外となっている「継続費」、「債務負担行為」などの弾力化を考えているようである。(3)の点については、「経済社会発展計画」にもとづく新中期計量モデルにおける政府部門の取扱いに関連するが、従来マクロモデルの中で財政関係の項目が租税収入を除いてすべて外生変数として取扱われ、それも国民所得ベースで与えられて制度との結びつきがなかった点は再検討すべきであろう¹⁶⁾。その他昭和44年度予算編成において防衛費、建設事業費等に導入されようとしているPPBS方式については、その成果にとくに注目するものである¹⁷⁾。

15) これらは金融取引のカバレッジ、タイミングおよび取扱いにおいて差があり、統合現金予算が最も包括的である。すなわち行政予算には含まれていない信託基金を含み、連邦政府と民間との現金取引のフローを完全に示す。これに対し、国民所得勘定予算は取引のタイミングにおいて発生主義であり、また現金予算には含まれている融資は除かれる。以上のうち、経済分析および予測作業には、国民所得勘定予算が適していることはいうまでもない。(of. Dept. of Commerce, *Survey of Current Business*, Feb. 1966.) 国民所得勘定予算の適用については、1969年度からより強化されるといわれる。

16) この点、経済企画庁経済研究所で着手した「国民所得政府勘定の計量分析」(謄写、昭43.7)は注目される。

17) PPBS方式については、他に次の2論文参照。大川政三「米連邦政府におけるPPBSの発展」『アナリスト』8/9, 1968. 経済発展協会。大川政三「アメリカ政府におけるプログラム別予算の発展—効率的予算への接近」一橋大学一橋学会編『経済学研究』II, 1967.